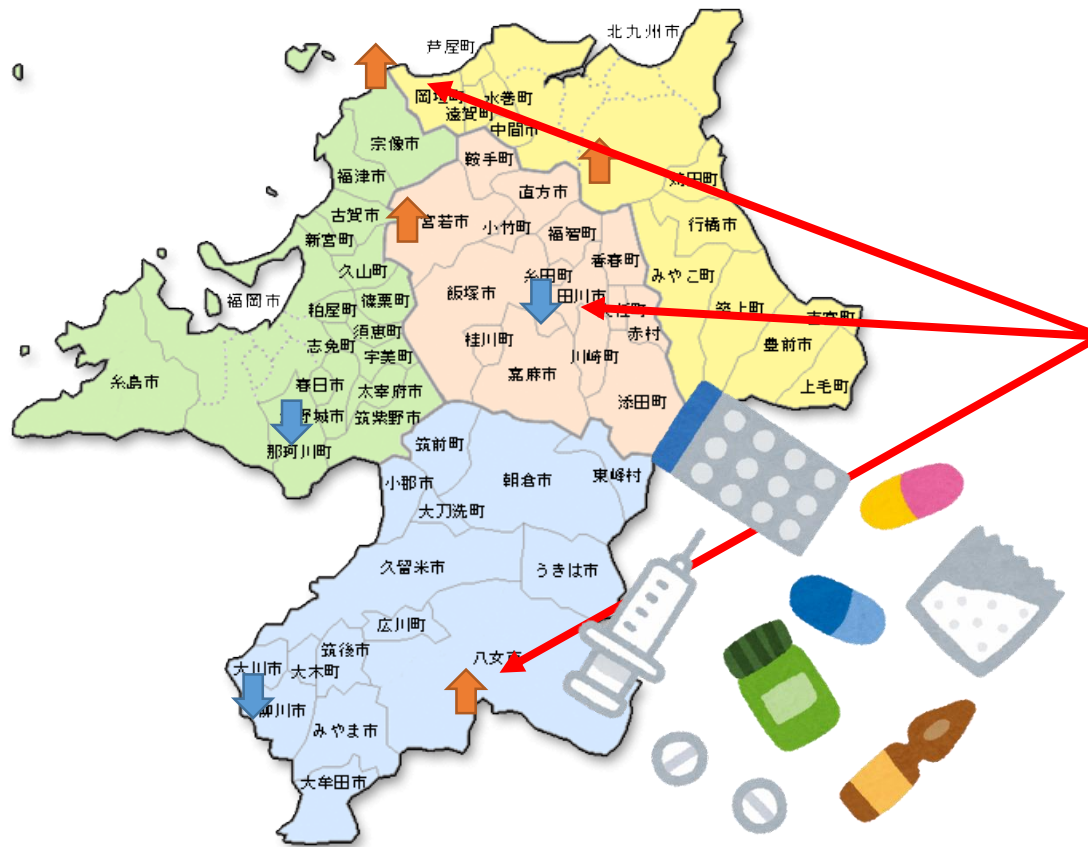


レセプト分析について

令和5年2月 薬務課監視係

令和4年度ジェネリック医薬品使用促進事業におけるレセプト分析について

- 令和4年度は、福岡県におけるジェネリック医薬品の促進策を講じるにあたって、ターゲットを明確化し、効果的なアプローチを実施する対象や課題を明らかにすることを目的として、**医薬品品目別の使用数量に着目**して、レセプトデータを分析を行った。



今後の効果的な促進の実施に先立ち、アプローチが必要な地域の特徴や課題を明らかにすべく、以下のレセプト分析を実施した。

- ・ 医薬品成分別の県全体の後発医薬品数量シェア等の算出
- ・ 医薬品成分別かつ二次医療圏別の後発医薬品数量シェア等の算出
- ・ 医薬品成分別かつ医療機関種別の後発医薬品数量シェア等の算出

分析手法について

○ 分析対象データ

2018年度～2020年度におけるKDBデータ

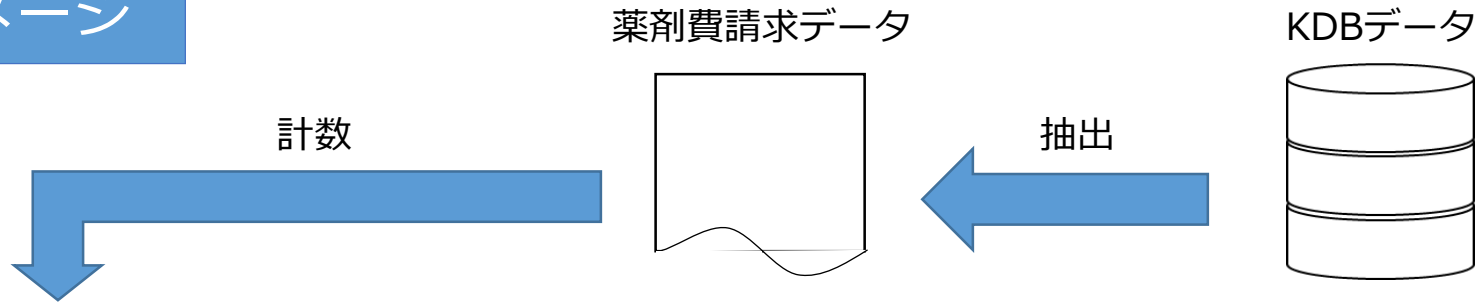
※KDBデータ：福岡県後期高齢者医療広域連合と福岡県国民健康保険団体連合会の保有するレセプト請求に係るデータ

○ 分析方法

1. KDBデータから、薬剤費請求データを抽出
2. 薬価基準に収載された品目別に、県全体における使用数量を計数
(○○錠X Xmg → △△錠)
3. 処方元医療機関の属性（所在市町村、所属二次医療圏、運営機関）別に集計
4. 同一成分・剤形ごとに集計し、後発医薬品の数量シェア、数量シェア80%時と実際の後発医薬品使用数量の差（寄与度）について算出
(参考値として、薬剤費の差についても算出している)

令和4年度ジェネリック医薬品使用促進事業におけるレセプト分析について

集計のイメージ



各品目の使用数量を計数

医薬品	処方元	県全体			
		市町村別	二次医療圏別	運営機関別	
ガスター散10%	ファモチジン (散剤)				
ファモチジン散10%「○○○」					
ファモチジン散10%「●●●」					
ファモチジン散10%「△△△」					
ガスター散2%					
ファモチジン散2%「○○○」					
ファモチジン散2%「●●●」	ファモチジン (錠剤)				
ファモチジン散2%「△△△」					
ガスター錠10mg					
ファモチジン錠10mg「○○○」					
ファモチジン錠10mg「●●●」					
ファモチジン錠10mg「△△△」					
ガスター錠20mg	レボフロキサシン 水和物 (注射剤)				
ファモチジン錠20mg「○○○」					
ファモチジン錠20mg「●●●」					
ファモチジン錠20mg「△△△」					
クラビット点滴静注500mg/20mL					
レボフロキサシン点滴静注500mg/20mL「○○○」					
クラビット点滴静注バッグ500mg/100mL「●●●」	レボフロキサシン 水和物 (錠剤)				
レボフロキサシン点滴静注バッグ500mg/100mL「△△△」					
レボフロキサシン点滴静注バッグ500mg「×××」					
クラビット錠250mg					
レボフロキサシン錠250mg「○○○」					
レボフロキサシン錠250mg「●●●」					
レボフロキサシン錠250mg「△△△」					
クラビット錠500mg					
レボフロキサシン錠500mg「○○○」					
レボフロキサシン錠500mg「●●●」					
レボフロキサシン錠500mg「△△△」					
レボフロキサシン錠500mg「△△△」					

以下の項目をそれぞれ算出

- ・後発医薬品の数量シェア
- ・寄与度

⋮

⋮

⋮

各種指標について

○ 後発医薬品・先発医薬品の定義

厚生労働省による「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」に従い、各品目を以下のとおり分類した。

- 1：後発医薬品がない先発医薬品（後発医薬品の上市前の先発医薬品等）
- 2：後発医薬品がある先発医薬品
- 3：後発医薬品

その他：昭和42年以前に承認・薬価収載された医薬品等、先発医薬品・後発医薬品の定義に当てはまらない医薬品や、先発医薬品・後発医薬品間で差額の無い医薬品。

○ 後発医薬品の数量シェアの算出方法

後発医薬品の数量シェア（置換え率）

$$\begin{aligned} & \text{〔後発医薬品の数量〕} \\ = & \frac{\text{〔後発医薬品の数量〕}}{\text{〔後発医薬品のある先発医薬品の数量〕} + \text{〔後発医薬品の数量〕}} \\ = & \frac{\text{〔3の数量〕}}{\text{〔2の数量〕} + \text{〔3の数量〕}} \end{aligned}$$

各種指標について

○ 寄与度とは

後発医薬品の数量シェア及び医薬品の使用数量の両方を考慮して、県の後発医薬品数量シェアにどの程度の影響を及ぼしているか示す指標として、福岡県のレセプト分析事業において独自に設定したものの。

具体的には、実際の後発医薬品使用数量と、目標とする後発医薬品使用数量（後発医薬品数量シェアが80%と仮定した時の後発医薬品使用数量）との差を算出したもの。

なお、この指標を算出する上では、対応する先発医薬品・後発医薬品間の切り替えのみ発生するものとして取り扱う。

○ 寄与度の算出方法

寄与度

$$= \text{〔3の数量〕} - \left(\text{〔2の数量〕} + \text{〔3の数量〕} \right) \times 80\%$$

$$= \text{〔3の数量〕} \times \frac{\text{〔後発医薬品の数量シェア（％）〕} - 80\%}{\text{〔後発医薬品の数量シェア（％）〕}}$$

寄与度が正の場合：数量シェア80%に対し、充足している
寄与度が負の場合：数量シェア80%に対し、不足している

各種指標について

○ 寄与度の計算例

**例1) 成分Aについて、後発医薬品の数量シェアが90%で、後発医薬品使用数量900
(成分Aとしては、先発医薬品と合わせて1,000の数量が使用されている状態)**

$$\text{寄与度} = 900 \times (90\% - 80\%) / 90\% = +100$$

(80%の目標に対し、数量100だけ、多く使用している状態)

**例2) 成分Bについて、後発医薬品の数量シェアが30%で、後発医薬品使用数量3,000
(成分Bとしては、先発医薬品と合わせて10,000の数量が使用されている状態)**

$$\text{寄与度} = 3,000 \times (30\% - 80\%) / 30\% = -5,000$$

(80%の目標に対し、数量5,000だけ、少なく使用している状態)

**例3) 成分Cについて、後発医薬品の数量シェアが75%で、後発医薬品使用数量750,000
(成分Cとしては、先発医薬品と合わせて1,000,000の数量が使用されている状態)**

$$\text{寄与度} = 750,000 \times (75\% - 80\%) / 75\% = -50,000$$

(80%の目標に対し、数量50,000だけ、少なく使用している状態)

後発医薬品の数量シェアが高いように見えても、寄与度を比較することで、どの医薬品が県全体のジェネリック医薬品使用割合に大きな影響を及ぼしているか明らかとなる。

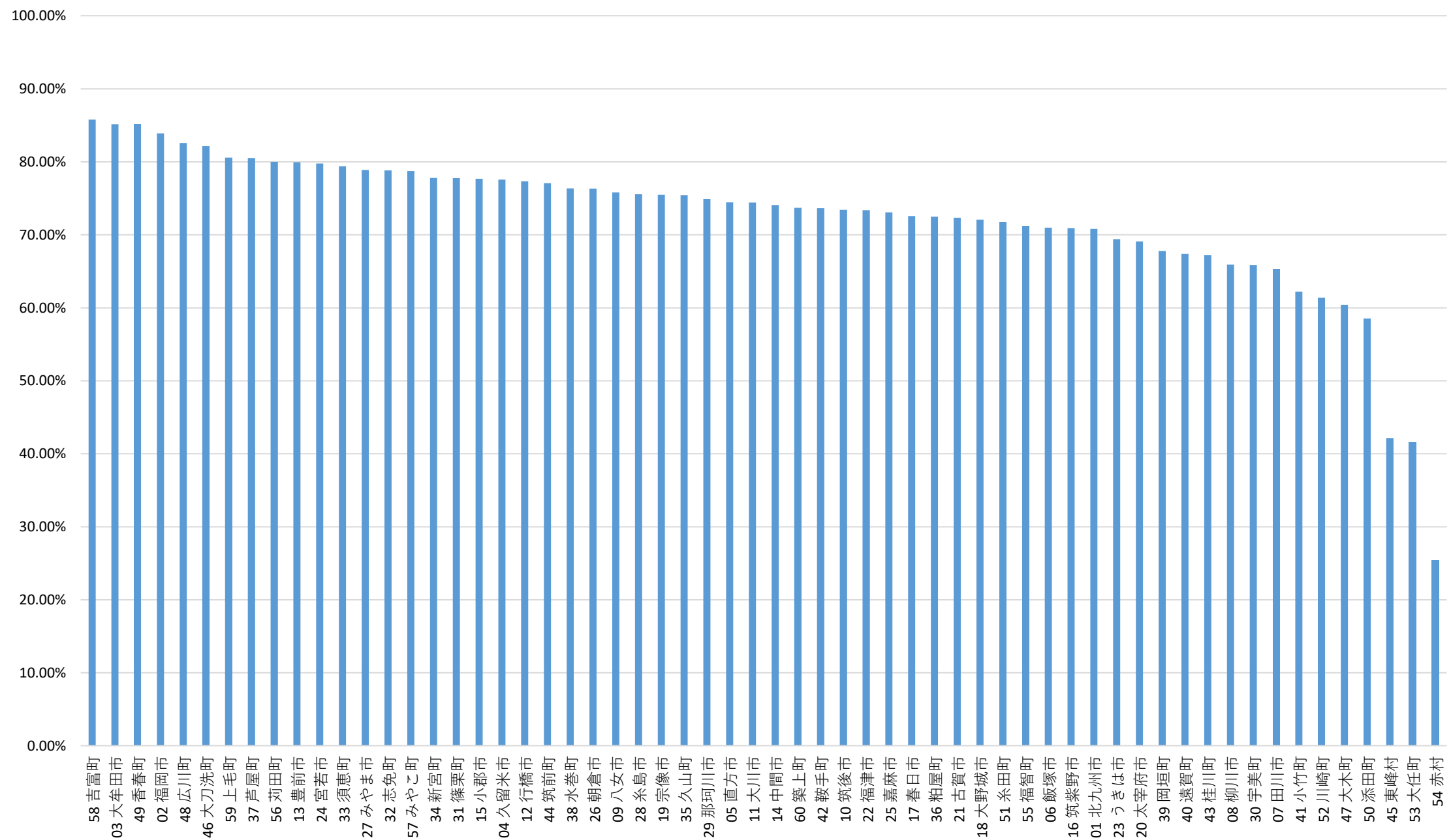
分析結果の概要について

<2019年度の県全体の寄与度が低い品目上位5つ>

成分名	剤形	ジェネリック 使用割合	寄与度
ケトプロフェン	貼付剤	31.11%	-42,436,739
ロキソプロフェン ナトリウム水和物	貼付剤	58.31%	-9,191,447
エチゾラム	錠剤	56.09%	-6,212,779
シロドシン	錠剤	50.58%	-3,851,808
ゾルピデム酒石酸塩	錠剤	58.89%	-3,408,616

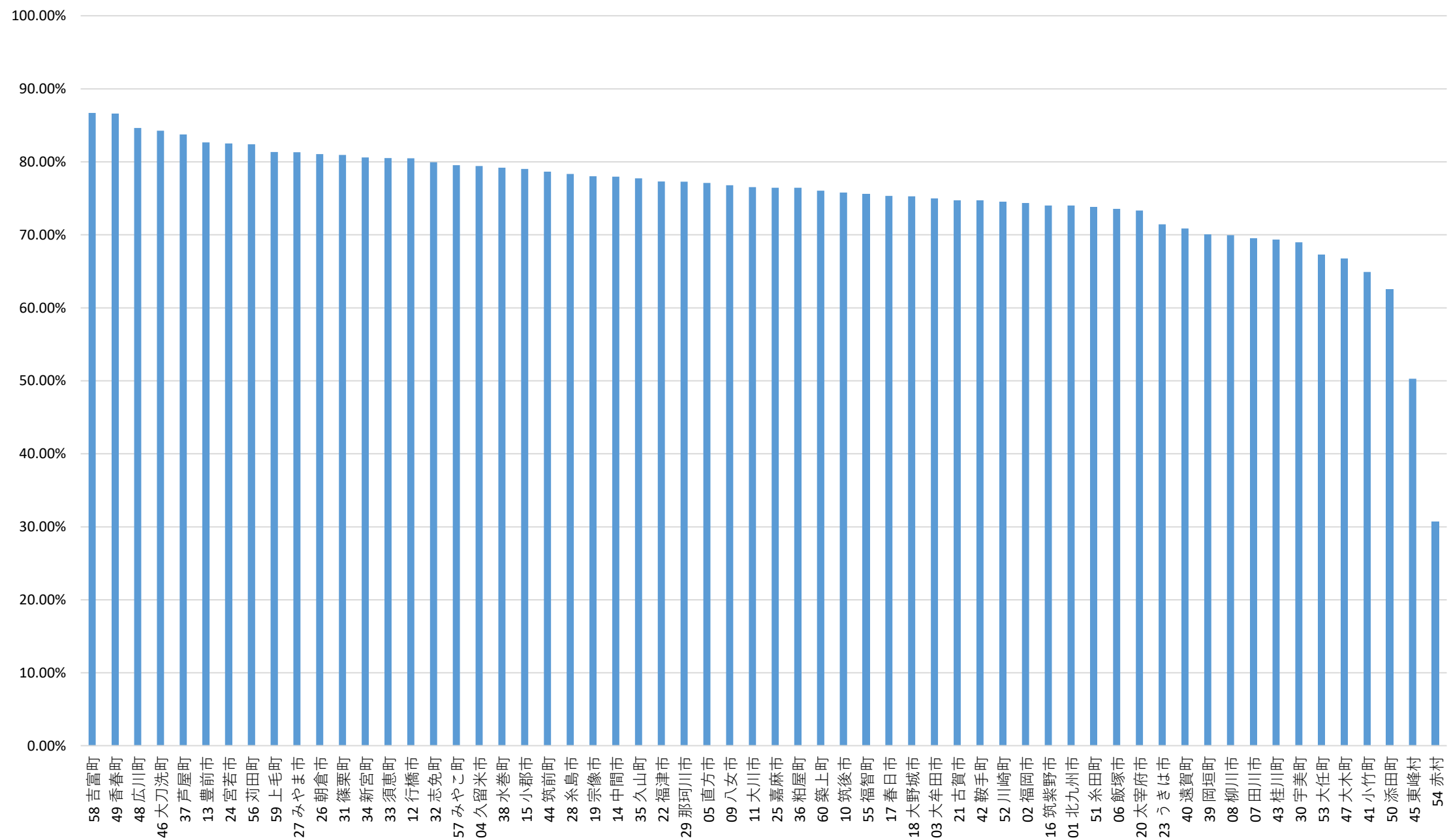
いずれの年度、地域においても、これらの医薬品の寄与度が低い傾向にあった。
 (その他、詳細な結果については、別添報告書を参考のこと。)

福岡県内60市町村別 後発医薬品数量シェア（2018年）



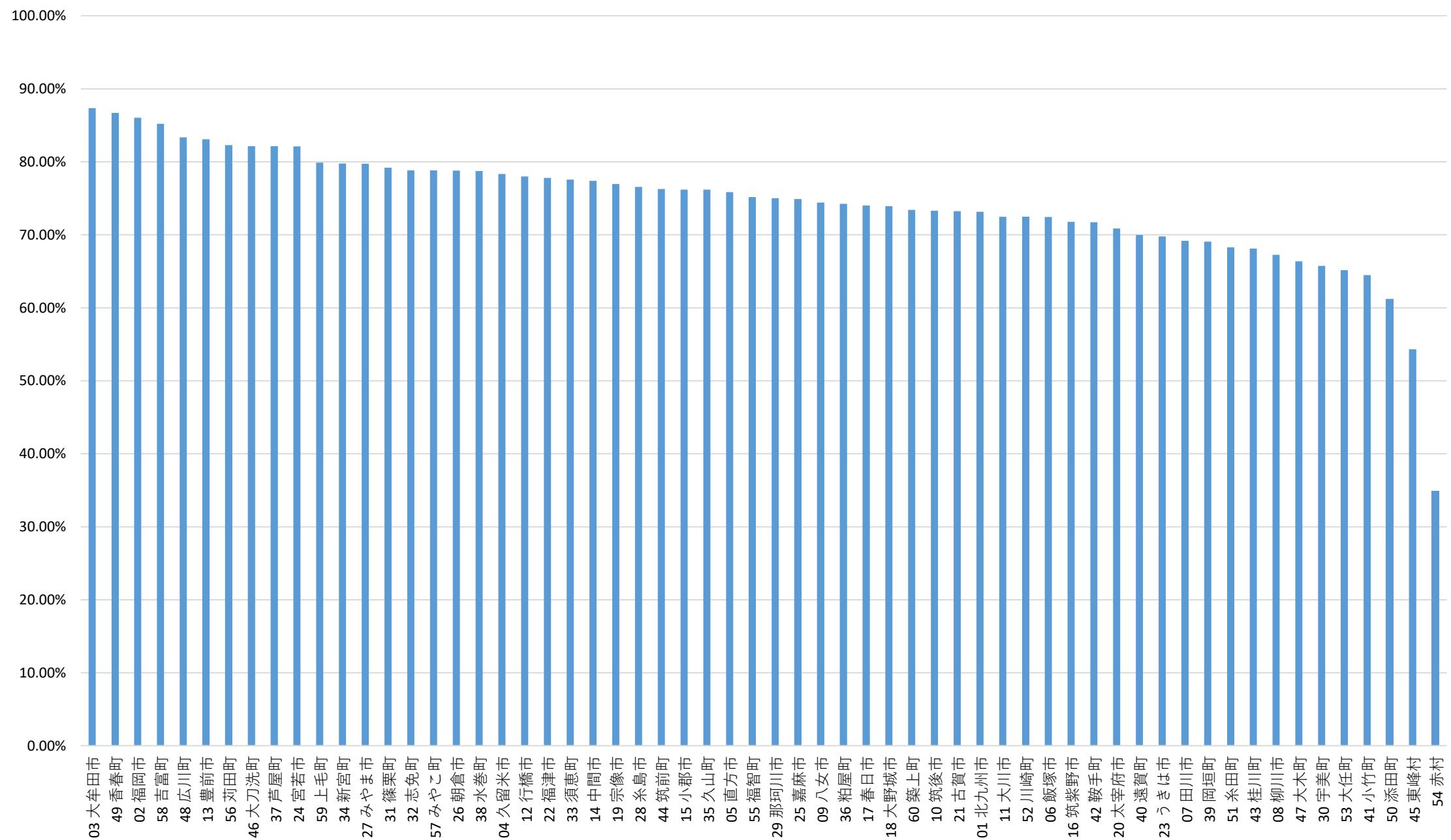
※ 県全体後発医薬品数量シェア 77.3%

福岡県内60市町村別 後発医薬品数量シェア（2019年）



※ 県全体後発医薬品数量シェア 75.5%

福岡県内60市町村別 後発医薬品数量シェア（2020年）



※ 県全体後発医薬品数量シェア 79.1%

分析結果の活用について

○ 市町村への共有

各市町村別の医薬品使用数量データを送付し、こういった医薬品のジェネリック使用割合が低いか把握可能な資料として共有した。

分析の結果により示唆された課題について

- ・全県的に、特定の薬剤の後発医薬品数量シェアが低く、県全体のジェネリック医薬品使用割合に大きな影響を及ぼしていたことが判明した。
- ・後発医薬品使用割合80%目標を達成するにあたり、必要な切替数量の目安が判明した。

今後のレセプト分析について

- ・令和5年度においては、厚生労働省による後発医薬品使用割合の「見える化」事業により、NDBを用いた後発医薬品使用割合データが都道府県に提供される予定である。
- ・県においてレセプト分析を行うと重複が生じる可能性があることから、厚生労働省事業による情報の提供を受け、その利用方法や今後のレセプト情報の取扱いについて検討してはどうか。

<参考> 令和4年度第二次補正予算

○ 後発医薬品使用割合の「見える化」事業

36百万円

後発医薬品使用促進に係る数量シェア目標については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」(令和3年6月18日閣議決定)において2023年度末までに、全ての都道府県で80%以上と定められている。

目標の達成に向け、NDB (National Database) を活用した、都道府県、二次医療圏、年齢、薬効分類、医療機関等の別の後発医薬品使用割合データを集計・作成して都道府県に提供することにより、効果的な使用促進策を実施し後発医薬品使用全体の底上げを図っていく。